

通行規制(通行止め)の実施について

下記の道路について、通行規制(通行止め)を以下のとおり実施しています。

路線名	一般県道 西浅井マキノ線
区間(場所)	高島市マキノ町海津(二本松水泳場を越え～大崎第3トンネルまで) L= 約 2.0 km
情報種別	災害(道路トンネル上部法面の崩壊)
理由等	落石の危険による通行止め
開始日時	平成22年7月15日
規制等の内容	通行止め
迂回路	国道303号および国道161号を迂回
解除(見込み)	平成22年10月1日 午前9時00分頃 解除見込み
特記事項	大崎第4トンネル北側坑口の上で落石があり、降雨時や地震時等に道路上へ落ちてくる危険性があるため通行止めとしている。

